

戦没者遺骨収集についての留意事項

I 【事前に確認が必要な事項】

- ①地主の方には、可能な限り遺骨収集の実施について了解を得てください。
- ②沖縄においては、地域の方々が大切にしている場所（拝所など）もありますので、事前に地域の区長等に戦没者遺骨収集を実施してよいか確認してください。
- ③市町村の教育委員会へ連絡し、遺骨収集予定地について、戦争遺跡（文化財遺跡）の有無を確認のうえ、その指示を受けてください。
※市町村においては戦争遺跡を文化財として取り扱うケースがありますので、教育委員会の文化財担当課への事前確認が必要です。

II 【遺骨収集を実施する際の留意事項】

- ①安全確認に留意してください。
※壕、ガマにおいては、落盤等が想定されます。また、ハブなど危険な生物への対処も必要となります。
※危険な地形（崖など）においては、十分な注意が必要となります。
- ②不発弾を発見した場合は、手を触れずに警察「110番」へ連絡してください。
- ③遺骨収集の活動時において戦没者の遺骨と推定できる写真を撮影し、センターへ提供を願います。（電子メールによる提供可能）
※遺骨収集現場の状況を遺留品等とともに撮影することで、戦没者遺骨としての判断が容易となります。
- ④人骨を発見した場合、警察「110番」へ連絡してください。
※発見された人骨の事件性の有無を確認する必要がありますので、まず、警察へ連絡し、警察官の指示に従ってください。

III 【戦没者遺骨を収集した場合の留意事項】

- ①戦没者遺骨を収集しセンターへ持参のうえ、収集時の状況についてセンター職員の聞き取り調査にご協力ください。
※戦没者遺骨はセンターが仮安置室に安置します。
※工事現場等において、戦没者遺骨を発見した場合、警察署及び各市町村の教育委員会へ連絡のうえ、センターへ一報ください。

IV 【ボランティア団体等支援を希望する場合】

- ①支援を希望される場合は、事前に戦没者遺骨収集活動補助金申請書を沖縄県又はセンターへ申請を行ってください。

お問い合わせ・連絡先

沖縄県子ども生活福祉部
保護・援護課
電話：866-2428

公益財団法人沖縄県平和祈念財団
戦没者遺骨収集情報センター
電話：997-4123